

北海道告示第 10835-4 号

北海道が平成28年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成28年11月4日

北海道知事 高橋 はるみ

(経済部所管分 その9)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 地域食マーケティング人材育成事業研修補助金 それぞれの地域における食と観光の連携などの視点を取り入れて、地域特有の資源を有効活用した自社商品の商品力向上に取り組むことのできる人材を育成するために北海道が実施する地域食マーケティング人材育成事業の道外研修受講者に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道外研修を受講する道内に居住する者。ただし研修の受講に対し、他の国又は道の補助金等の交付の対象となる場合を除くほか、補助対象者は原則として以下の条件を満たす事業所に属する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険適用事業所であること。 ・厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内又は、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業所でないこと。 ・労働保険料を滞納している事業所でないこと。 	<p>道外研修を受講するに当たって要する経費。ただし、研修受講料分を除く。</p>	<p>10分の8以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 食関連産業室</p>		

・支給申請日の 前日から過去1 年間に労働関係 法令の違反を行 っていない事業 所であること。							
--	--	--	--	--	--	--	--